

(1) 学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る）及び 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条 第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう） → 出席停止の期間の基準は『治癒するまで』	
第二種	新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ (鳥インフルエンザ ((H5N1)を除く) 百日咳 麻疹〔はしか〕 流行性耳下腺炎〔おたふくかぜ〕 風疹〔三日ばしか〕 水痘〔みずぼうそう〕 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれがなくなるまで ※ただし病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めた時はこの限りではない 感染のおそれがなくなるまで ※ただし病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めた時はこの限りではない
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※他の感染症	感染のおそれがなくなるまで
※ その他の 伝染病	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎等）	感染のおそれがなくなるまで

学校保健安全法施行規則第18条、第19条（一部改正H24.4.1施行）

※本校では「他の伝染病」に分類される疾患に生徒が罹患した場合、校長が学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとるかどうかの判断をすることとなります。